

琉球大学学術リポジトリ

沖縄返還請求権全般

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): 補償要求, 沖縄住民対米請求問題, 在京米国大使館 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43696

4 関係各省との協議

沖縄請求権に関する問題文

憲 概

45. 11. 11

1 講和発効前補償

(1) 案情

(1) 土地については、平和条約の請求権放棄条項により、1950年9月1日以前

(注)

請求権については放棄されたが、その後日子側から見直し、米日側から見た講和前

損失補償が行なわれた。問題は、任じ人ど解決している。

(注) この日以降、黙収の理編により、米側が土地に用いる権利を取得したとされている。

(2) 人身被害については、土地と同様、請求権放棄と日子側から見直し。

米日側から講和前損失補償が行なわれたが、平流上の瑕疵等から補償はか

かる。日金で問題とされている。(金額 5934万円)

(2) 問題文

人身被害については、講和前補償を受けることへの権限が問題となる。

2 軍用地復元補償

(1) 案情

沖縄の軍用地の大部分は占領後、米軍に没収され、田畑がコンクリートで固められ、今日に至るまで、地主側はこれらの土地の返還に当たって、当初の状態に復元するか補償を支払うことを要求している。

大 蔵 省

○ 個人所有の土地

○ 請求権放棄後の土地

未測付黙契以後に形質変更がなされたものについては、原状回復が行われず補償を行わずが、それ以前の形質変更分については、既に請和前に

補償の一環として恩恵的支拂がなされたものを除き、補償の意図はありとされているので、この問題は次のように分類されることとする。

(1) 1950.7.1以後に形質変更されたもの………未測付補償はしない。
(換牌後返還に含むものを含む。)

(2) 1950.6.30以前に形質変更されたもの
(1) 1961.6.30以前返還分 ……上記請和前の恩恵的支拂。

(ii) 1961.7.1以後換牌まで返還分 } 未測付を認めない。
(iii) 換牌後返還に含むもの

(2) 問題実

(1) 未測付復元補償請求権は、形質変更の時点で発生し、従ってほとんど全て平和条約により放棄されたこと及び仮に請求権が返還請求権で発生するとしても復元補償としては、最大限黙契の時点までとせよといふことから、軍用地の大部分について事実上補償裁断は発生していないことをあげて要求を否認している。これに対し地主会連合会は1961.7.1以降現在までに返還された分に於いて4,408千円の

補償を要求し、黙契理論によっても現実に返還された時点に遡及して復元するのていふ主張をしている。

(1) 上記(1)の分類を、復帰時と復帰後に分ければ、次のとおりとなるが、各項目の扱いかの問題となる。

(i) 1961.7.1以後 復帰時まで 返還分 (黙契前形貨変更分)

(ii) 復帰後 返還に付するもの (黙契前及び後の形貨変更分)

A. 1950.6.30以前に形貨変更したもの

B. 1950.7.1以後に形貨変更したもの

(参考) 復元補償関係

1950.7.1 (黙契) 1961.7.1 沖野復帰日

x	—	○				恩恵の及ぶ
x	—		○			上記(1)の(1)
x	—			○		未則補償
x	—				○	上記(1)の(2)
x	—					上記(2)の(1)
x	—					上記(2)の(2)

x... 形貨変更
o... 返還分

全額
12
13

未収金

○○○

3. 漁業補償 (土地裁判所裁判下処理)

(1) 案情 (復旧前日事故(河川敷取壊))

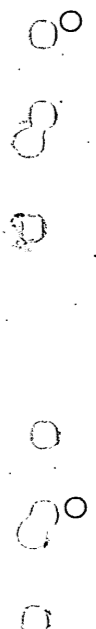
現在土地裁判所で17件 16.4百万円の訴訟が提起されたいわがこ
例寸 ねは新旧漁業権のいすんか或いは双方をいっつくとこにこを待た
しん
ず単に操業利益の損失補償を要求したいわがこがある。米側は法
的権利にたいくものていこことちて権利侵害の事実はないと等
理由にこ一部を除き認容の意向はないわがこと思わわがこ。
(注) 国政府の行政裁判所で係争品は消滅するまで

(2) 問題点 振替(河川敷)の取壊(河川敷)の取壊(河川敷)の取壊(河川敷)
漁業権の根拠が問題となる。 講和前補償及び中上の
米(Alpina Office)の取壊(河川敷)の取壊(河川敷)の取壊(河川敷)

4. 軍用地取得に伴う損失補償(通債補償)
(1) 案情
現在米側が使用する土地等については、賃借料、地上物件の補償及び
復元補償は認められたいわがこが、農業廃止補償、残地補償、営業補
償等(いわゆる通常損失補償)は認められたいわがこ。講和前補償
については残地補償は認められたいわがこ。

(2) 問題点	
本上において、こわらの補償が認められたいわがこ、講和前補償及び残地 補償が認められたいわがこ、その推測が問題となる。地主連合会	

問題の金額が不明
② 金材出材。一割の損失補償(河川敷)の取壊(河川敷)の取壊(河川敷)



で、専用地にかかる17項目の要件(地主との個別契約等)請求権消滅時
外(ものを含む。)の二つに掲げているが、具体的に何種類もはきまてい

1811.

加えて、請求権消滅時効の要件。

請求権消滅時効の要件。

請求権消滅時効の要件。

claim to use the land
請求権消滅時効の要件

請求権消滅時効の要件

5 専用地借賃の改正

(1) 実情

専用地の借賃は、土地借賃安定法に基づき、土地借賃計画審議会が
定める最高借賃単価表にのっとり、接収当時の地目に基づいて決定

される。このため、基地周辺が宅地化され、地価が上昇するとともに、
地目の価格差が目立ってくる。そこで、都市地価が著しい特殊地価に

は、一般に登記簿の地目により、借賃を定めることができないこととす
る。また、(法10条但書)に著目して、特殊地価に納入するよう要件を

与える。現在、土地裁判所は、96161号提起されている。この場合は、借
賃の合計で、例えば、現在の年間1.2百万円から3.2百万円に引き上げる

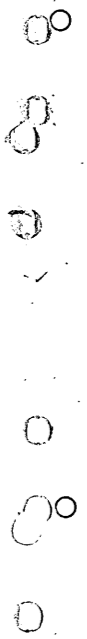
ことを要求するものである。

(2) 問題点

最高借賃の決定については、改正時より、一定の効力が生じ、特に土地裁判
所の訴訟手続をその持ち本として引き継ぐことについては、その

外、借賃の決定

裁判所の審判



(4) 過去に溯って播磨の支払いを本土政府が負担するに付
 ころと思われぬが、周田世細と着しい格差があるのは、復讐後
 車賃上問題が残るのと思われぬ。

入合制度に伴う損失補償

(1) 実情

従来 入合慣行に於て自由に立ち入った木草、林野茶、新炭林等を
 採取したるに因り、国有林野が雇用地に付、こゝの採取が制限
 され禁止されれば、かまじに損失の補償を要求するものにて、地主合
 連合会の17項目の二つとして取り上げられてゐる。
 之は原則として、*judicially the most fair terms*。

(2) 問題点

本エに於いても、富士演習場に於ての例があるが、入合権として認め
 單位の慣行であるとして、車賃上補償を行はつてゐる。この
 本エとの権衡が問題となるが、具体的金額は定めておられ
 ない。

文庫/2/2187

7 請知按の人身損害等

(1) 要情

陸上交通行政問題

請知按効力は付 外國人損害賠償法が適用されることになり、同法により解決が図られている。現在法務庁各由で請知中のものが 17件あり、そのうち 2件以外は米側に直接請求しているもの及び未請求のものとの別があるが不明である。

(2) 問題点

復帰前に原因行為が主たるものから、既に請求がなされているものについて、処理を促進すべき点に、米側と処理手続及び各年度担について定めておけばよいと思われるが、復帰された請求がなされるが、復帰後にならざるものについては問題がある。

9 9 0 0 2 3 1 0

8 民政府の管理する国、県有地の貸付収入

(1) 概情

米国民政府が管理する国、県有地のうち、森林地域については大部分の管理が琉球政府に委託され、その他は米側が自ら使用する。有償個人、企業者に貸付けられ、貸付けの面積は、1539エーカー、年間収入100千ドル(累積9000千ドル)に達するといわれる。

(2) 問題点

① 使用目的問題 - 外洋移住問題

これは、財産管理官庁に入られ、琉球政府の赤字処理、琉球政府庁舎の周囲のpark areaの整備、管台、大東、八重山飛行場の整備、顕著現地の福祉増進のために使用されること米側が主張している。

9 つかい地及び海没地

(1) 概情

通常つかい地といわれるものは、既に返還が済んだものである。琉球政府がつかい地返還法も道路等に利用されるものである。市町村の買収の問題が残っているのみである。このほか、現在依然として米側が使用料を払っているが、減収しているものと、那覇軍港、

徳市和の買収が二番目。

沖 WLS

800000

9

建設のための掘削に約10千坪と東海岸における海流浸食に
おとがらある。

(2) 問題点

掘削に約10千坪は、いすゞ地主が買収する必要がある。そのために
必要資金額は米側に要求しておく必要がある。東海岸における海
流浸食に約10千坪は、米側の管理の瑕疵によるものであるとの証明に
困難がある。

10 基地公營

(1) 実情及び問題点

もえろ井戸、騒音等いわゆる基地公營の問題については、地主会連合
会の17項目のアンケートにたいして、問題の中心は今後の防止
策にあると思われる。過去における損害の補償は、外国人投資法
の問題である。

手紙 本紙

極 秘

沖縄請求権に對する問題

45.11.11

講和発効前補償

(1) 実情

(1) 土地については、平和条約の請求権放棄条項により、1950年9月1日以前

請求権に關する放棄の仕様が、その後日米側から、見直し、米日側から、講和前

損失補償が行なわれ、問題はほとんど解決している。
(注) この日米降 黙契の理縮により、米側が土地に關する権利を取得したとされている。

(2) 人身侵害に關しては、土地と同様、請求権放棄と日米側から見直し

米日側から講和前損失補償が行なわれ、手続上の瑕疵等から補償は、

生じ、現在で問題とされている。(金額 5934万)

(2) 問題点

人身侵害に關しては、講和前補償を容許するための権限が問題となる。

2 軍用地復元補償

(1) 実情

沖縄島の軍用地の大部分は、戦後復元もほとんど収用され、田畑がコンクリート等
で固められ、今日に至っているが、地主側は、これらの土地の返還に

對して、当初の状態に復元するか、補償を支払うことを要求している。

大 蔵 省

未測付、黙契以後に形復変更がなされたものについては、原状回復の旨に
し補償を行はうか。それ以前の形復変更分については、既に請和前

補償の一環として恩惠的支拂がなされたものを除き、補償の意図はあり
としないので、この問題は次のように分類されることとする。

(1) 1950.7.1以後に形復変更されたもの……………未測付補償している。
(復帰後返還にしろものを含む) ……………

(2) 1950.6.30以前に形復変更されたもの……………上記請和前の恩惠的支拂。

- (i) 1961.6.30以前返還分……………
- (ii) 1961.7.1以後復帰後返還分……………未測付を認めている。
- (iii) 復帰後返還にしろもの……………

(2) 問題英

(1) 未測付復元補償請求権は、形復変更の時点で発生し、従ってほとんど全
て平和条約により放棄されたこと及び仮に請求権が返還時英

で発生するとしても復元補償としては、最大限、黙契の時点で発生して
よいかどうかから軍用地の大部分において事実上補償裁断は発生

しないことをあげて要求を否認している。これに対し地主連合会は
1961.7.1以降現在までに返還された分について4408千ドルの

補償を要求し、黙契理論によっても現実に取用された時英に遡及して
復元するのていつかしかしと主張している。

(10) 上記(11)の分類を、復帰時と復帰後に分けて、次のとおりとする。各項目の概しを問題とする。

(i) 1961.7.1以後復帰時より返還分 (黙契前財政変更分) A

(ii) 復帰後返還に充てる (黙契前及び後の財政変更分)

A. 1950.6.30以前に形質変更されたもの

B. 1950.7.1以後に形質変更されたもの

(参考) 復元補償関係

1950.7.1 (黙契) 1961.7.1 沖野権補償日

X	—	○			恩恵の及ぶ
X	—		○		上記(10)A
X	—			○	上記(10)B
X	—				未則補償
X	—				上記(10)B

X ... 形質変更
○ ... 返還日

3. 漁業補償

(1) 実情

現在土地裁判所で17件 16.4百万円の訴訟が提起されたことが、これら新旧漁業権のいざいざが原因で双方をむづむづとしたことを待たず、単に操業利益の損失補償を要求しているものがある。米側は、法的権利にたいしては、いざいざを待たず権利侵害の事実を認め、等理由にこゝ一部を除き認容の意向を示していると思われる。

(注) 米政府の行政裁判所で、後述の如く消滅するに及ぶ。

(2) 問題点

漁業法に認められた物権の侵害であることが、講和前後補償及び中上の漁業補償との権衡が問題となる。

4. 軍用地取得に伴う損失補償(遷移補償)

(1) 実情

現在米側が使用する土地等については、借借料、地上物件の補償及び復元補償は認められ、農業者の補償、耕地補償、残地補償、営業補償等(いわゆる通常損失補償)は認められていない。講和前後補償については、残地補償は行われていない。

(2) 問題点

本上において、これらの補償が(米側)講和前後補償及び残地補償が(日側)であることから、その権衡が問題となる。地主連合会

でも雇用地にかからず項目の要件(地主との個別契約等)請求権行使
外のものを含む。)の二つに当てはまるが、具体的金額などは
1511。

5 雇用地借賃の改定

(1) 実情

雇用地の借賃は、土地借賃安定法に基づき、土地借賃評価委員会か
ら定められた最高借賃率にのっとり、授受当時土地目録に基づいて決定
されているため、基地周辺が宅地化され、地価が上昇するとともに、民有
地との価格差が目立っている。そこで、都市地が著しい特殊地帯に
なると、一般に登記簿の地目により、借賃を定めることができないことと
なる(第10条但書)に着目して、特殊地帯に納入するよう要件す
る訴訟が現在、土地裁判所に9616件提起されている。そのうち、借
賃の合計で、例えば、現行の年間1.2百万円から3.2百万円に引き上げら
れることを要求するものである。

(2) 問題点

最高借賃の改定については、改定時を以ていつに効力が生じ、また土地裁判
所の訴訟手続をその持ち本上法で引き継ぐことについては、1511とされる

(4) 近去に遡り、植樹の支払いは本上政府が負担するに付、
 木の思わぬが、用込地地と着しい格差があるのは、復讐後も
 事実上問題が残るのと思わぬ。

入合制度に伴う損失補償

(1) 要情
 従来 入合慣行に於て自由に立入り、木草、林野草、新設林等を
 採取してきた国県有林野が、専用地に付、これらの採取が制限
 不能禁止されたに於て、主として損失の補償を要求するもので、地主会
 連合会の 17 項目の一つとして取り上げられている。

(2) 問題点
 本エに於いても、富士演習場に於ての例があるが、入合権として認め
 する慣行であるとして、事実上補償を行って、この
 本エとの権限が問題と成るが、具体的金額は定まらず、
 付である。

7 請知後の人身損害等

(1) 案情

請知奉効後付 外國人損害賠償法が適用されることになり、同法により解決が図られている。現在法務局を由て請求中のものが 17千円あり、このほか米側に直接請求しているもの又は未請求のものがある。

(2) 問題点

後降前に原因行為が主たるものから、既に請求がなされているものについては、処理を促進することと、米側と処理手続及び各負担について定めておけばよいと思われるが、後降までに請求がなされた後降請求については問題がある。

8 民政府の管理する国、県有地の貸付収入

(1) 実情

米国民政府が管理する国、県有地のうち、森林地域については大部分の管理が琉球政府に委託され、そのほかに米側が自ら使用するか、有償で個人、企業等に貸付けられている。貸付けの面積は、1539エーカー年間収入700千円(累積9,000千円)に達するといわれている。

(2) 問題点

これは、財産管理官資金に納入され、琉球政府の赤字処理、琉球政府庁舎の周囲のpark areaの整備、宮古、大東、八重山飛行場の整備等現地の福祉増進のために使用されること米側は主張している。

9 つばね地及び海没地

(1) 実情

通常つばね地といわれるものは、既に返還がなされた罪刑地に於いて返還後も道路等に利用されている。琉球政府に対して米側の買戻しの問題が残っているのみである。このほか、現在依然として米側が使用料を払っているが、減少している。即ち、罪刑地

建設の100の掘削に約10千坪と東海岸における海流侵食に約
100坪ある。

(2) 問題長

掘削に約10千坪は、いすゞ地主が買取ると必要であり、そのために
必要は金額は米側を要求しておく必要があるが、東海岸における海
流侵食に約10千坪は、米側の管理の瑕疵によるものであるとの証明に
困難がある。

10 基地公營

(1) 美情及び問題長

米元の井戸、騒音等いわゆる基地公營の問題については、地主会連合
会の17項目の1つとして刷り上げられているが、問題の中心は今後の防
止策にありと思われる。過去における損害の補償は外国人被害賠償法
の問題である。

種別
無期限
263
号の内

種別

計法
46-3-19

民政府による国県有地の貸付収入について

(一) 事実

(1) 琉球列島における国県有地は、1948.4.7布告7号「財産の管理」及び同日の指令第19号「琉球財産の管理」によって当初米軍が管理していたがその後1962.1.12.米務官指令第2号「国県府森林原野の管理」により森林地域の大部分の管理が琉球政府へ委託された。現在の国県有地の使用状況は別表のとおりである。

(2) 以上の国県有地のうち、米民政府が有償で個人企業等に貸付けた

113土地は、528164坪、101坪 (琉球政府総務局)

用度管財課にある1964年頃の資料では、2,203千坪と記している。

これらの貸付収入はすべて民政府の収益として財産管理官資金

(Property Custodian Fund) に組み込まれている模様である。

(3) 本件について米請求を行いたがるのは、米側より所管のデータを徴したうえ態度を決定するにせし、東京の米大使館経由で、次のような資料の提出を依頼した。

(1) 国県有地の現状

(2) 使用の様相 (米側による使用又は対私人貸付等)

(3) これらの土地を管理するための設けられた資金があるならばその運用状況

大 概 略

(二) ニカラ土地の管理からの収入の明細

(ホ) ニカラの収入の使用の明細

ニカラ側の要求に対し最近ニカラは詳細な資料を提出して来たが

の中には上記(ハ)及び(ロ)の資料は含まれていない。

琉球政府は従来貸付収入金額を年間70万ドルと推計していたが、

今回の米側資料では年間12万ドルとされている。(この差額はおよそ

貸付が時価よりも相当に下がったと見られることに起因するものと

思われる。)

(4) ニカラの国固有地は米側の権限移譲の一環として本年6月8日

原則として琉球政府の管理に移されることになっている。

(三) 問題点

(1) ニカラの国固有地のうち琉球政府等によって使用されているものについて

は、対米請求の問題は起らないと思われるが、米政府による使用地

2951万坪(大部分は森林地)について対米請求の是非の問題は

がある。(前回の検討時には管理費見合という意味で対米請求は

行なわれていた。)

(2) 米民政府の貸付金については米米請求を行ひしニシテ其為ニ5.4%ノ
方法ニ依リテ次ノ5.4%ノ四種ノ考エ方ガある。

(1) 米側ノ管理ヲ一種ノ事務管理ト觀念スルニテ事務ノ管理者ハ其ノ場所
ノ性質ニ依リテ本ノ利益ト通ハス方法ニ依リテ管理ヲ行ハシメ
ルニ依リテ、適正な價格ニ依リ貸付ヲ行ハシメ得ルニテあるコト
ト思ハル。貸付収入ノ全額ヲ要求スル。他方事務管理ノ場合、管理者
ハ有益費ノ償還請求権ヲ有スルニテ然レテ其ノ管理費ガニシテ該
當ナリトノ問題ガあるガ、平衡ノ観点カラ考エテ我國ハ管理費ノ
償還義務ヲ負フコトヲ考エラレヨ。 (注四参照)

(4) 事務管理ノ概念構成セシムルニテハ此ト同様ナルガ、現在米側
ガ行ハシメテ居ル貸付契約ハ時価比多少安く行ハシメテ居ルコトガ
あるトシテも貸付時ノ諸事情カラ考エテ其額ヲ元金トシテ認定シ
實際ノ米側ノ貸付収入ノ全額ヲ要求スル。管理費ニ依リテ
考エ方ハ上記(1)ト同様ナル。

(4) 米側ノ貸付収入及ガ支出ノ実態面上着目シ貸付収入ノウチ
琉球住民ノ福祉ノために使用シタルカを除キ、其ノ他ノ目的
ヲ以テば^{有償}買取対象資産や軍用施設等に使用シタル。

金額の償還及び残財産の引継を要求する。(注は参照)

注① 民法697条「管理者の管理義務」ホ一項

義務の及ぶに他人の為に事務の管理を始むる者は其事務の性質に依り最も本人の利益に適合すべき方法に依りて其管理を為すに必要

注② 琉球政府側は貸付収入に充てず琉球の赤字補填のための支出、

琉球庁舎周囲の Park Area の整備、宮古大東八重山飛行場

整備などに使用されたにすぎないが通常の民政府経費として

使用したにすぎないとしている。(但し今回米側が提出して

きた資料にはこの点に充てられて居ないことがうかがえる

前述のとおりである。)

(3) 本年6月以降、国県有地の管理の権限が米側より琉球政府に

移譲されたのちに於いて、国有地の貸付収入を琉球政府に対し国に

移管するよう要求するが否かの問題が生ずる。

(三) 処理案

不審性

上記(2)(4)の通り、買取対象資産及び専用施設等に使用された資金の償還及び残財産の承継を要求することが妥当と思われる。

(本例が明らかに管理権を乱用して不当に安く貸し付けていることが実証されたとするときは、適正な貸付収入を基礎に請求するところ)

(2)(4)の考え方を上と受け、MはBと同一場合とあること)

別表3

沖縄所在旧国庫財産(土地)利用現況総括表

単位：坪

所在 (群島別)	所有 区分	総数量	割当 ALLOCATION	賃貸借		LEASE 年賃貸料	その他	備 考
				契約件数	数量			
沖縄	国有	28,571.403	28,713.157	883	79,023	31,184.72	2,779.221	
	旧国庫	5,986.748	996.083	2,396	128,856	84,281.00	4,861.708	
	計	44,558.151	29,709.241	3,279	207,880	115,465.72	14,640,930	
宮古	国有	1,064.253	160.621	1,762	830,468	2,563.80	73.264	
	旧国庫	85,870	76.613	5	147	120.72	9.110	
	計	1,150.223	237.234	1,767	830,615	2,684.52	82.374	
八重山	国有	73,960.628	818,718	326	971,341	1,026.00	72,170,569	
	旧国庫	9,084	7,070	0	0	0	3,314	
	計	73,970,012	825,788	326	971,341	1,026.00	72,173,883	
合計	国有	113,596,384	29,692,496	2,971	1,880,832	34,774.52	82,023,054	
	旧国庫	6,082,002	1,079,766	2,401	129,103	84,401.72	4,873,132	
	計	119,678,386	30,772,262	5,372	2,009,936	119,176.24	86,896,187	

(資料) 総数量は、1969.3.31現在の「管理財産目録」、割当は、1970.10.1(対琉政、日本政府)及び1970.12.31(対米國)現在の「割当リスト」、賃貸借については、1971.1.1現在の宮古は1969.3.現在の、八重山は1971.1.31現在の「賃借人名録」による。

(注) 1. 数量については、単位以下は四捨五入のため、内訳と計は必ずしも一致しない。

2. 119,176.24ドルは約4,290百万円である。

沖縄所在旧国果有財産(土地)相半方割割当状況

単位: 坪

地域	相半方	米 国 政 府								琉 球 政 等			合計		
		陸軍	海軍	空軍	海兵隊	算小計	民政府	電力公社	水道公社	計	琉球政府	琉球公社		日本政府	計
	国	487,967 ⁸⁸	7,981 ⁴⁰	1,641,956 ⁶⁰	26,310,188 ⁷³	28,448,094 ⁶¹	777 ⁰⁰	157,779 ⁰⁰	10,776 ⁰⁰	28,611,446 ⁶¹	93,265 ⁵⁹	6,957 ⁷³	1,485 ⁸⁷	101,711 ⁷¹	28,713,157 ⁸²
沖縄	県	322,973 ⁴⁹	1,821 ⁰⁰	61,093 ⁰⁰	450,213 ⁰⁰	836,100 ⁴⁹	776 ⁶²	9,272 ⁰⁰	247 ⁰⁰	846,396 ¹¹	145,790 ⁸¹	2,260 ⁷⁵	1,635 ⁵⁴	149,687 ¹⁰	996,033 ²¹
	計	810,941 ³⁷	9,802 ⁴⁰	1,703,049 ⁶⁰	26,760,401 ⁷³	29,284,195 ¹⁰	1,573 ⁶²	161,051 ⁰⁰	11,023 ⁰⁰	29,457,842 ⁷²	239,056 ⁴⁰	9,220 ⁴⁸	3,121 ⁴³	251,398 ³¹	29,709,241 ⁰³
	国	4,994 ⁰⁰		-49,658 ⁰⁰		54,652 ⁰⁰	412 ⁰⁰			55,064 ⁰⁰	94,858 ⁰⁰	10,699 ⁰⁰		105,557 ⁰⁰	160,621 ⁰⁰
宮古	県			191 ⁰⁰		191 ⁰⁰				191 ⁰⁰	76,422 ⁰⁰			76,422 ⁰⁰	76,613 ⁰⁰
	計	4,994 ⁰⁰	0	49,849 ⁰⁰	0	54,843 ⁰⁰	412 ⁰⁰	0	0	55,255 ⁰⁰	171,280 ⁰⁰	10,699 ⁰⁰	0	181,979 ⁰⁰	237,234 ⁰⁰
	国		3,672 ⁰⁰			3,672 ⁰⁰	335 ⁰⁰			4,007 ⁰⁰	814,373 ⁰⁷	338 ⁰⁰		814,711 ⁰⁷	818,718 ⁰⁷
八重山	県					0				0	7,070 ⁰⁰			7,070 ⁰⁰	7,070 ⁰⁰
	計	0	3,672 ⁰⁰	0	0	3,672 ⁰⁰	335 ⁰⁰	0	0	4,007 ⁰⁰	821,443 ⁰⁷	338 ⁰⁰	0	821,781 ⁰⁰	825,788 ⁰⁷
	国	472,961 ⁸⁸	11,653 ⁴⁰	1,691,614 ⁶⁰	26,310,188 ⁷³	28,506,418 ⁶¹	1,544 ⁰⁰	157,779 ⁰⁰	10,776 ⁰⁰	28,670,577 ⁶¹	1,002,496 ⁶⁶	17,996 ⁷³	1,485 ⁸⁷	1,021,977 ²⁸	29,692,496 ⁸⁹
合計	県	322,973 ⁴⁹	1,821 ⁰⁰	61,284 ⁰⁰	450,213 ⁰⁰	836,291 ⁴⁹	776 ⁶²	9,272 ⁰⁰	247 ⁰⁰	846,587 ¹¹	229,282 ⁸¹	2,260 ⁷⁵	1,635 ⁵⁴	233,179 ¹⁰	1,079,766 ²¹
	計	815,935 ³⁷	13,474 ⁴⁰	1,752,898 ⁶⁰	26,760,401 ⁷³	29,342,710 ¹⁰	2,320 ⁶²	161,051 ⁰⁰	11,023 ⁰⁰	29,517,104 ⁷²	1,231,779 ⁴⁷	20,257 ⁴⁸	3,121 ⁴³	1,255,158 ³⁸	30,772,263 ¹⁰

資料: 米国政府に対する割当は1970.12.31現在の、琉球等に対する割当は1970.10.1現在の割当リストによる。

注: 1. COAST GUARDは海兵隊(MARINE)に含む。

2. 電力施設を民政府、電力公社双方を相半方として割当した場合は、すべて電力公社に含む。

沖縄所在旧国県有財産(土地)用途別賃賃状況

単位:坪・ドル

用途 地域	住 宅			商店、事務所等			工場等			寺院、教会			公共施設			田畑等			その他			計			
	件数	数量	賃付料	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	
那	285	10875	1278	118	424	7446	51	18854	2211	3	1195	87	8	2320	156	2	119	156	2	6063	1181	469	43,554	6,362	
	1002	33213	5076	410	20283	6798	56	5212	1580				26	9456	2410	25	1191	627	9	3090	1285	1528	22,448	17,157	
沖	1287	44089	6354	528	24407	8244	107	24067	3792	3	1195	87	34	11777	2566	27	1310	783	11	9154	2466	1997	116,002	23,520	
	2	14771	748	33	2743	167	11	2461	274	1	170	15	6	6693	176	33	7572	63	3	1038	276	414	35,469	1,433	
の	382	14372	775	253	12300	1246	46	10135	1392	3	175	25	17	5390	372	152	11853	101	15	2280	27	868	56,508	3,912	
	709	27164	1524	286	15044	1414	57	12596	1666	4	345	360	23	12083	548	185	19425	164	18	3319	2461	1282	91,977	5,346	
島	612	25667	2026	157	6868	1613	62	21315	2486	4	1365	88	14	9013	332	35	7691	64	5	7102	1183	883	79,023	7,796	
	1384	47586	5852	663	32583	8044	102	15348	2972	3	175	25	43	14847	2782	177	13044	108	24	5371	1307	2376	128,956	21,070	
計	1996	73253	7879	814	39457	9658	164	36663	5458	7	1540	90	57	23861	3115	212	20736	172	29	12473	2491	3279	207,980	28,866	
宮	8	500	15																				1762	830,468	213
	5	147	10																				5	147	10
八	13	647	25																				1767	830,615	223
	5	959	0	2	32	0	1	727	0				4	17112	0	314	952511	83				326	971,341	85	
島	5	959	0	2	32	0	1	727	0				4	17112	0	314	952511	83				326	971,341	85	
	625	27126	2042	153	6900	1613	63	22042	2486	4	1365	88	18	26125	332	2103	1770170	356	5	7102	1183	2971	1,880,832		
計	1389	47733	5862	663	32583	8044	102	15348	2972	3	175	25	43	14847	2782	177	13044	108	24	5371	1307	2401	129,103		
	2014	74859	7904	816	39483	9658	165	37390	5459	7	1540	90	61	40973	3115	2289	1803245	455	29	12473	2491	5372	2,009,936		

資料: 「賃借人名簿」(特点: 沖縄は1970.1.1、宮古は1969.3、八重山は1971.1.31現在)に依る。

注: 賃付料は、沖縄は30月分、その他は10月分を以て。年換算は後者全員の合計賃付料は(19,176,247) (約4290万円)と推定。

極 秘
無 限
皇 后 内
務 省 号

極 秘

外務省に對し申入る要探討事項 (46.6.9)

1 米軍の埋れた土地の売却による収入を海没地等の補償に充てることの妥当性

。埋れた土地の性質

。米國所有地との概念は施政権の返還に伴い、日本政府に帰属するが

。施政権返還前には日本の権力有無

。米國の支出した土地造成費償還の必要性の有無

(法務省民事局第三課 大城管理財局固有記録、法判局土合より)

2 施政権返還後の処理手続を設計し請求権事項について

。処理手続をどの様に定めるか

。処理手続に伴い棄却されたものに對し外交保護権を有するか

。処理手続の根拠規定を返還協定上定めるか

。小笠原返還協定の同様の請求権放棄事項を定めた場合の解釈について (特に「現地法令により特に認められた日本国民の請求権について」)

3 布令 20 号により潜在的に米國が復元補償義務を負っている軍用地について日本政府が代り復元を行つた場合の理論構成等について

。施政権返還時において土地使用関係は切斷された米國の復元義務が発生するに否するか (契約の關係が否か)

。復元義務が発生しないに對し協定に履行の明記された特別措置法の琉球政府権利義務規程規定により琉球政府の

地主に對する米一次の復元義務を國分外課するに對し、別に対米復元請求権の放棄を法律上規定する必要がある

大 藏 省

○ 復元義務が生じている土地は、返還協定に土地協定が米軍に
土地使用開始時に適用された擬制寸分のり分、地主との

契約関係琉球政府に因り承継し、琉球政府と米軍の
間の転貸契約は土地協定に於て施設区域の提議に変更された

と考へれば、未確定権限の放棄（将来に於ける復元費用償還請求権の放棄）
未確定権限の免除（将来に於ける有益費用償還債務の免除）と考へる。3413。

（施設庁、法務省民事局と五課、法判庁に於ける）

4. 旧回県有地賃付収入に於て

大蔵省案提示

（大蔵省理財局固有三部に於ける）

5. 作為、不作為事項に於て

大蔵省貸付事項提示

(注) 米政援助事業未済分に於ては、対策庁振興課係根據。

林野の米軍没収使用料等は、固有三部係根據。

沖繩返還協定中に小笠原返還協定と同様の作為不作為
事項を明示してないの疑問事項 (44年法)

1 作為不作為 (acts and omissions) については

行政行為 司法行為 立法行為の3種類 権力性を含む行為に
限定される。米国の施政権行使に因る行政行為一切は、
私法上の法律行為等と看做す。

2 作為不作為の主体

小笠原協定の答に於ては「米国民(法人)、その他外国人(法人)、日本人
(法人)、現地当局と云ったが、

日本国民は「沖繩住民は」云々の

3 作為不作為の要件

1) 「倉敷固」の当局の範囲 米政府所有の三公社は否か

2) 現地当局の範囲 (local authorities)
琉球政府、地方公共団体(市町村)、琉球政府関係機関 是るか

3) 「法令」の範囲

民法法、市町村条例 現地慣習法 是るか

4) 命令の範囲

小笠原協定の答に於ては「米国民政府又は米軍の命令があること
を以て基礎として現地当局が直接住民に対して答を命令して
いたが、沖繩の命令は否か」
琉球政府の行政行為は是るか

5) 「結果として (in consequence of)」の基礎として (under)
両者の意味の差如何 因果関係と見て切斷するかの

ハ) 「許可された」 (authorized) の意義

「認められた」又は「適合する」という程度か

4. 「効力の承認」 (recognize the validity) の意義

具体的に日本政府はこれによりどのような拘束をかけるのか

ex. 漁業補償訴訟を米民政府土地裁判所が事実誤認により却下
した場合、外交保護権は請求権放棄条項によりすでに放棄された

いて行使できないと考えるのか、この条項が入ったことにより初めて
外交保護権の行使が下されなくなるのか。